

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日



香川県知事

殿

協議者 住 所 大阪府八尾市安中町 1-1-29
 株式会社 飯田フーズ
 氏 名 代表取締役 水野 記孝 ㊞
 電話番号 072-993-1551

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日生開発 株式会社 代表取締役 立花 治	
		住所又は所在地	香川県高松市寿町一丁目4番3号	
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町佐股字青池乙186番地31、乙186番239、乙186番238、乙186番237、乙186番134、乙186番132 以上6筆	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	排出事業場	一般的な名称	浄化槽汚泥、抜粕【写真1】(ウリを漬け込むための床)、奈良漬【写真2】(ウリ)、酒粕
			種類	汚泥、動植物性残渣
			性状	泥状、固形物
			1年当たりの最大搬入量	300 t / 年
	当該産業廃棄物を運搬する者	排出事業場	名称	株式会社 飯田フーズ 徳島工場
			所在地	徳島県板野郡上枝町高磯喜来 330-3
			当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	・当該排出事業所に係る事業： 奈良漬を製造し加工事業としては酒粕を小袋に加工して販売している。 ・排出工程の概要； 1. 浄化槽汚泥：水処理施設から定期的に絞った汚泥 2. 抜粕：(ウリを漬け込むための床)でウリを漬けて残ったもの及び粕漬け用の床として製造したが規格外の廃棄製品 3. 奈良漬(ウリ)：規格外のウリ、製造ミスにより発生する 奈良漬
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日生開発 株式会社 代表取締役 立花 治		
	住所又は所在地	香川県高松市寿町一丁目4番3号		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	飯田フーズ徳島工場から西に進んで県道 234 号に向かう (70m) 左折して県道 234 号に入る (130m) 左折する (210m) 県道 122 号/県道 137 号を進む (1.3 k m) 斜め左方向に曲がり県道 122 号に入る (2 k m) 右折して県道 122 号/県道 14 号に入る (2.5 k m) 左折してあいあいロード/県道 1 号に入る (1.6 k m) 右車線を使用して板野大橋/県道 1 号を進む (1.1 k m) 分岐を左方向へ進み高松の標識に従って高松自動車道に入る (85.7 k m) 三豊鳥坂 IC 出口を国道 11 号方面に向かって進む (2 k m) 左折する (29m) 右折する (300m) 右折して大日線/県道 49 号に入る (1.9 k m) 高瀬町下勝間交差点を左折して県道 23 号に入る (2.2 k m) 右折する (1.8 k m) 左折する (600m) 右手前方向に曲がる (220m) 左折する (450m)
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	ダンプ車または脱着式コンテナ車を使用し、シートがけを行い飛散の防止をはかり、周辺的生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	立花 照弘 090-8280-8899
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書交付日
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

（表面）
産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛知県名古屋市中区栄
1丁目7番34号
盛田 株式会社

氏 名 代表取締役社長 檜垣 周作 ㊟
電話番号 052-229-1600



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日生開発 株式会社 代表取締役 立花 治	
		住所又は所在地	香川県高松市寿町一丁目4番3号	
		事業場の所在地	香川県三豊市高瀬町佐股字青池乙186番地31、乙186番239、乙186番238、乙186番237、乙186番134、乙186番132以上6筆	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	排出事業場	一般的な名称	浄化槽汚泥、抜粕【写真1】（ウリを漬け込むための床）、奈良漬【写真2】（ウリ）、酒粕
			種類	汚泥、動植物性残渣
			性状	泥状、固形物
			1年当たりの最大搬入量	500 t / 年
			名称	盛田株式会社 徳島工場
	所在地	徳島県名西郡石井町浦庄字国実247番地2		
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当該排出事業所に係る事業： 奈良漬を製造し加工事業としては味噌加工品を製造している。 ・排出工程の概要； 1.浄化槽汚泥：水処理施設から定期的に絞った汚泥 2.抜粕：（ウリを漬け込むための床）でウリを漬けて残ったもの及び粕漬け用の床として製造したが規格外の廃棄製品 3.奈良漬（ウリ）：規格外のウリ、製造ミスにより発生する奈良漬 4.酒粕：製造ミスにより発生する酒粕、規格外非品など 	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日生開発 株式会社 代表取締役 立花 治		
	住所又は所在地	香川県高松市寿町一丁目4番3号		

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	盛田(株)徳島工場より南東に進む(34m)左折する(300m)右折して県道232号に入る(800m)左折する(850m)右折して県道30号に入る(700m)左折して県道34号に入る(4.2km)右折して県道14号に入る(3.9km)左折してあいあいロード/県道1号に入る(1.6km)右車線を使用して板野大橋/県道1号を進む(1.1km)分岐を左方向へ進み高松の標識に従って高松自動車道に入る(450m)高松自動車道に入る(83.7km)三豊鳥坂IC出口を国道11号方面に向かって進む(2km)左折する(29m)右折する(300m)右折して大日線/県道49号に入る(1.9km)高瀬町下勝間交差点を左折して県道23号に入る(2.2km)右折する(1.8km)左折する(600m)右手前方向に曲がる(82m)高瀬事業所へ
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	ダンプ車または脱着式コンテナ車を使用し、シートがけを行い飛散の防止をはかり、周辺的生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	立花 照弘 090-8280-8899
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書交付日
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。